

東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例（仮称）に対するパブリックコメント募集結果について

東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例（仮称）について、貴重なご意見を賜り、厚く御礼申し上げます。いただいたご意見に対する本市の考え方について、下記の通り公表いたします。

記

1. 募集期間：令和4年7月19日～令和4年8月19日（金）
2. 募集方法：持参、郵送、メール、ファックス
3. 提出意見：1名から1件

NO	意見の概要	本市の考え方
1	<p>市内の緑の量は多いとは思えない。大邸宅、大規模工場の跡地や生産緑地（農地）だった場所に建売住宅が乱立し緑を減らしている。東大阪市は緑が多いといわれる工夫を行政、企業、市民が考え行動できる仕組みづくりをほしい。例えば以下を提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹は市が管理しているが木の剪定は市で行い、植樹帯の花や低木の植樹灌水、草引き等はボランティア団体に補助金を出して行う。 ・建売業者や開発業者に30坪以上の敷地面積建築の際にも緑化基準を適用しコミュニティスペースを設けさせる。また、敷地面積500㎡以上から1,000㎡未満の開発時にアスファルトで開発する部分を芝生にする。 ・市民が農園をできる仕組みづくり ・空家撤去は市が負担して行い、自治会やボランティア団体が緑化スペースとして活用する。 	<p>本市では、都市化の進展により、貴重なみどりが減少しており、都市公園や街路などの公共空間の整備によりみどりを増やしていくことと併せて、民有地の緑化を積極的に推進することが極めて重要だと考えております。</p> <p>緑化計画の対象は、開発行為の対象と同じであり、また、500㎡以上としている自治体が多いことから、本条例により敷地面積500㎡以上1,000㎡未満において新築行為の際に、一定基準の緑化を義務付け、誘導いたします。また、緑化面積による緑化基準は、樹木による緑化が1/2以上の条件ですが、残りについては、地被類、ツル、芝、可動式プランターによる緑化や屋上、壁面、フェンス緑化の他、駐車場の芝生も可能としております。なお、緑化の基準については、他市と同程度としながら、事務所、店舗、工場、倉庫等に配慮し設定しております。</p> <p>いただいたご意見も参考にしながら、市民、事業者及び市が力を合わせ、質の高いみどりの保全と緑化の推進を図ってまいります。</p>